

## 公共施設等運営権設定書

びわ湖ブルーエナジー株式会社  
代表取締役 深野 裕一 様

大津市  
大津市公営企業管理者 山極 正勝

大津市（以下「本市」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第19条第1項の規定に基づき、びわ湖ブルーエナジー株式会社到大津市ガス特定運営事業等に係る公共施設等運営権（PFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）を設定する。

大津市ガス特定運営事業等に係る公共施設等運営権について、PFI法第19条第2項に規定する事項の内容は、下記のとおりである。

### 記

- 1 公共施設等の名称  
ガス事業施設
- 2 公共施設等の立地並びに規模及び配置  
ガス事業法（昭和29年法律第51号。以下「法」という。）に基づく一般ガス導管事業の用に供するため、本市が所有し、及び管理するガス事業施設に同じ。
- 3 公共施設等運営権に係る公共施設等の運営等の内容  
法に基づくガス小売事業における小売供給に関する業務
- 4 公共施設等運営権の存続期間  
平成30年12月25日から平成51年3月31日まで